

第 16 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 10 月 30 日（木）午後 2 時 30 分から午後 3 時 35 分まで

2 開催場所 ふれあいセンター福寿多目的ホール

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	4 番	山田	学
	5 番	大道	健實
	6 番	小原	喜久雄
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員（1 名）

3 番 齊藤 正孝

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可について
第 3 号	農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 4 号	所有権移転結果に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

- 第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の一部変更について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主事補	川本 貴士

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第16回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますが異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。それでは、議事録署名委員に7番石川委員、8番尾藤委員をお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番齊藤正孝委員より欠席する旨の届出がございましたので報告を申し上げます。
議長	それでは議事に入ります。報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。説明をいたします。なお、報告第1号の1番から7番まで説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから3ページの7件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長	はい。ただ今、報告の第1号1番から7番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告第2号の1番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可をしたので報告いたします。案件は、議案書4ページの9月27日、第15回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成24年10月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告第2号の1番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。
議長	次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。報告第3号の1番を説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は、議案書5ページの平成23年11月1日に許可をしておりました1件でございます。平成24年10月10日付けで完了報告を受理し、10月23日、宗廣委員、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、今回初めての報告であります。報告第3号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	はい。
議長	それでは次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」

事務局	を議題といたします。報告第4号1番から3番を説明いたします。 報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。町公社が今月19日に1番から3番までの3件の利用調整を行った案件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	ただ今、報告第4号の1番から3番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がなければ、報告第4号1番から3番は報告のとおりといたします。
議長	ここで暫時休憩をいたします。
議長	(農林課職員着席) それでは休憩をときます。
議長	議案第1号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の一部変更について」を議題といたします。本件については、農林課より議案の説明をお願いいたします。
農林課長	農林課長の森でございます。私、先週25日から開催されました第10回和牛能力共進会を視察させて頂きました。第3区の斉藤雅登さんの「ひさしげ」が優等賞7席、第6区の黒沼掉吉さんの牛3頭が優等賞8席、それから8区の蛭原一さんの牛が優等賞8席と、それぞれ上位の成績を納める事が出来ました。誠にありがとうございます。 本日は、貴重なお時間を頂きまして、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の見直しにつきまして、農政係長の白坂から約10分ほど説明をさせて頂きまして、そのあと委員の皆さんからご意見等を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
農政係長	農政係の白坂と言います。宜しくをお願いいたします。 すいません、着席したままで説明の方ををさせて頂きたいと思いますので宜しくお願いします。 まず説明に入る前なんですけれども、事前にお配りさせて頂きました資料の方の確認をちょっとさせて頂きたいと思います。 資料3種類をご用意させて頂いておりまして、まずこちらA4の1枚ものなんですけれども、縦で「見直しのポイント」と書かれたものが1つ。それからA4横になりますけれども、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」(案)新旧対照表というものが1つ。最後に、ちょっと厚めになりますけれどもA4縦になりますけれども「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」(案)ということで、こちら3種類の資料をお配りさせて頂いているんですけれども、お手元の方にはございますでしょうか。 それではですね。まず今回の見直し案につきましてなんですけれども、今回

すでにですね10月16日から10月25日にかけて、農業者を含めます町民の方を対象に意見募集をした上での案ということとなっております。実際に、意見の方につきましては募集期間内に寄せられたものはございませんでした。それではですね、今回の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」以下、「基本構想」とさせていただきますけれども、そちらの見直しにつきまして説明の方をさせていただきますと思います。

まず資料での説明の前に「基本構想」につきまして簡単に説明をさせていただきますと思いますけれども、この「基本構想」につきましては「農業経営基盤強化促進法」以下、法というふうにさせていただきますけれども、この法に基づきまして、その地域において育成すべき農業経営の指標及び農業経営を営む者に対します農用地の利用集積の目標並びに経営改善を図ろうとしている者への支援措置のあり方等につきまして、総合的に定める計画としているものであります。主には、認定農業者制度に関するもののほか、利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業等それらについての記載がされたものとなっております。

今回の基本構想の見直しについてですけれども、北海道の農業経営基盤強化促進基本方針。以下、基本方針とさせていただきますけれども、この基本方針が法の施行令第1号の規定に基づきまして、概ね5年ごとの見直しを行ったということで、これに伴いまして町の基本構想についても見直しをするということとなっております。この北海道の基本方針というものはですね、北海道を区域としまして農業経営基盤強化促進に関します基本的な方向や指標を定めたものということとなっております、法によって町の基本構想はこの北海道の基本方針に即した内容とするということとなっておりますことから今回見直しを掛けるということとなっております。

次ですけれども見直しの内容につきまして、資料を基に説明をさせていただきます。まず、こちら1枚ものの方ですね、「見直しのポイント」と書かれたこちらの紙の方をご覧くださいませでしょうか。今回の見直しの主な内容についてなんですけれども、上の四角枠の中にもありますとおり、今回北海道の基本方針の見直しにつきましては大幅な変更というものがありませんでしたことから、町の基本構想の見直しにつきましても大きな変更はなく、各項目ごとにですね、現状に合った内容に整理すること、そちらをベースとしております。

大きなポイントとしましては3つありまして、1つ目が基本方針の見直しに合わせた内容となっているものですが、こちらプリントの表示の1と書いてありますけれども「農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み方向の見直し」ということなんですけれども、昨今の農業を取り巻く情勢等を踏まえまして、北海道の基本方針の中にこちらの①番になるんですけれども「営農支援体制の整備」という項目が加えられまして、“コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織の育成・確保の推進”等という内容が北海道の基本方針の方に盛り込まれましたことから町の基本構想におきましても、その旨を文言として加えるということとしております。また同じくですね、北海道の基本方針の中で、こちら②番になるんですけれども、「多様な農業経営の育成確保」こういった項目が加えられまして、内容としましては、“経営規模の拡大や6次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取り組みの促進”こういった内容が盛り込まれましたことから町の基本構想におきましても、その旨を文言として加えているものとなっております。

次に2つ目のポイントですけれども、太字の2番になりますけれども、「営農類型の見直し」とさせていただきますけれども、こちら基本方針の見直しとは別になるんですけれども、現在も町で認定農業者の認定をする際には、法

律の第 12 条の規定のよりまして基本構想に照らして適切なものであることというふうになっておりますことから営農類型等につきましてもですね、基本構想で定めます 25 類型に照らして判断するということとなっているのですけれども実際この 25 類型に合わない経営形態があったとしましてもですね、今まで運用の中で基本構想全体の内容に照らして、適切と判断した場合には、認定をするということとしていっているところですけれども、今回の見直しに合わせまして運用の中ってということではなくてですね、明文化をしたいということで考えておりまして、こちら白丸の 4 行目以降になるんですけれども、基本構想の本文中にあります営農類型の表の最後に注意書きとしまして、経営改善計画の認定にあたっては、経営改善計画というのはですね、いわゆる認定農業者の認定になるんですけれども、そちらの認定の際には、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものであるという文言を加えるということとしております。

最後に 3 つ目のポイントですけれども、太字の 3 番ですけれども「各種数値の更新及び文言の整理」ということとさせて頂いておりますけれども、基本構想の文中の中でですね、現状と合っていない部分につきまして、文言整理を行うとともに各種数値の年度更新というのを行っております。数字の更新につきましては、こちらの①番として「農用地の利用集積率の更新」、②番としまして「農業者の平均年齢・後継者のいない農家戸数及び経営地面積の更新」これらの、数字の年次更新をしているということとであります。

以上が今回の見直しの主なポイントとなりますけれども、具体的にどう見直したかにつきましてはですね、お配りしている資料のこちらの横のですね新旧対照表こちらの方で説明させて頂きたいと思います。それでは、新旧対照表の方をご覧頂けますでしょうか。こちら左側、表の左側が現行の内容となっております、右側が見直し案、変更後の内容ということとなっております。まず開いて頂まして 2 ページ目になりますけれども、こちらのですね下線を引いた箇所が見直した部分となっております。まず上からですけれども、第 1 の「農業経営基盤強化の促進に関する目標」こちらの項目の 1 番の中で耕種の説明としまして、現行の方では長芋の作付け面積、生産量がともに全国一という風に表現されているんですけれども、こちらの部分につきまして見直し案としましては現状に合わせた形ということで過去に全国一になったということとしまして、そのほか現在レタスの作付け面積及び収穫量が全道一ということとありますので、その旨を付け加えさせて頂いております。次に、中段のですね「また」の以降になるんですけれども、先ほどのですねポイントの中でも、お話したとおりなんですけれども、酪農・畜産の説明の中で、効率的かつ合理的な生産方式の導入の促進という観点から「コントラクター・TMR センターなどの農作業受託組織の導入等」という文言を加えております。

次にですね、下から 8 行目でしょうか。2 番という項目なんですけれども、こちら先ほどのポイントの中でご説明させて頂きましたけれども、「農業経営の育成確保」という内容の中でですね、「経営規模の拡大や 6 次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取り組みの促進」という文言を加えさせて頂いております。次に 3 ページ目をご覧ください。上から 5 行目なんですけれども、第 2 としまして、「農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」という、ちょっと長いタイトルになるんですけれども、こちらの項目中なんですけれども、このお配りしていますこちらの分厚い基本構想（案）、こちらの方をちょっとご覧いただいてもよろしいでしょうか。こちらの 4 ページ目になるんですけれども、このページ以降にですね、「個別の経営体」または、「組織経

営体」に関わります 25 の営農類型が表として、表示されているんですけれども、その表の最後 13 ページになります。こちらですね、13 ページの 1 番下の部分になるんですけれども、注意書きとしまして、「なお」以降なんですけれども、「この指標は、あくまで主要な営農類型について例示したものであり、経営改善計画の認定にあたっては、この指標以外の類型につきましても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。」と、この文言を加える事で 25 の類型以外の形態についても対応できる様な形とさせて頂いております。

それでは、新旧対照表の方にお戻り頂けますでしょうか。3 ページ目なんですけれども、次に中段以降なんですけれども、第 3 としまして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項」という項目なんですけれども、その 2 番目の「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」こちらの項目中で数値の更新としまして、認定農業者への農用地の利用集積状況、こちらの割合を現行では、平成 20 年度として 89.0%としているのを平成 23 年度は 88.3%ということで、数値の更新をしております。なお、こちら現行につきましても、全国平均および全道平均の値につきましても記載があるのですけれども、これらにつきましては出典元の統計が現在ちょっと廃止されているという事でしたので、見直し案の中ではその旨は削除させて頂いております。

次に下から 3 行目になるんですけれども、農業者の平均年齢なんですけれども、こちら現行の 52.6 歳から変更が 57.3 歳に更新。そのほかですね、後継者のいる農家の割合を 4 分の 1 から 3 分の 1 に更新という事とさせて頂いております。続きまして 4 ページ目になるんですけれども、こちら上から 3 行目の(2)番「今後の農地利用等の見通し」という項目の中で年齢が 70 歳以上で後継者がいない農家戸数というところを現行の平成 21 年 3 月末現在の 46 戸から平成 24 年 3 月末現在として 68 戸に、その経営地を 657.4 ヘクタールから 786.9 ヘクタールということで数値の更新をさせて頂いております。なお、これら数字の更新の数値につきましては、農業委員会の選挙人名簿および農業振興公社保有のデータ等を基に集計をしたものという事となっております。次に、中段以降の附則というところの 1 項なんですけれども、この基本構想の施行日こちらをですね、ここでうたうということとなっております、正式な施行日が決まりましたら、その日付に更新をするというものであります。なお、正式な施行日につきましては、のちほど今後のスケジュールを説明させて頂く中で改めて、お話しさせて頂きますけれども、町が決定報告をした日付、そちらが施行日ということとなっております。

最後に別紙 2、そちらのですね下にあります。「幕別町の農業経営基盤強化促進に関する基本構想」(営農類型)というところなんですけれども、この中でも先ほどと同様に最後に注意書きとしまして、「なお」書き以降の内容を加えることで 25 類型の以外の形態につきましても対応できる様な形とさせて頂いております。以上が新旧対照表によります基本構想の見直しについての説明となります。全体ですね変更後の基本構想の案の全文につきましては、こちら分厚い方なんですけれども、配布のこちらの資料を参考にして頂ければという風に思いますので宜しくお願いいたします。以上雑駁ではありますが今回の基本構想の見直しについての説明とさせて頂きます。

次にですね、今後のスケジュールについて、ご説明させて頂きますけれども、この農業委員会総会でのご意見等を頂くほかに、町内 4 農協からのご意見等頂いたのちに、それらの意見を勘案した上で最終的な見直し案というのを作成させて頂きまして、それを基に北海道と協議をして、北海道知事の同意を得次第、

時期としましては、11月中旬から下旬を目途に、町として決定公告をする予定ということとなっております。

最後になりますけれども、今回の基本方針の見直しとは別になんですけれども、先ほどの25類型を含めた営農類型と全体の見直しにつきましては、前回の見直しが平成22年ということですので、それから概ね5年経過した段階で行うということで予定をしておりますけれども、現状としましては国で認定農業者制度の見直しが言われている中で現段階では、ちょっとまだ未確定な部分が多いということや、昨年度から実施されていまして農業者戸別所得補償制度が予算措置のみで一本化されていないなど、そういった状況の中で農業政策につきまして、先行きが不透明な部分というのが多いことから、それらの状況を見た上でですね、全体の見直しの時期につきましては、改めてですね検討して参りたいという風に考えておりますので宜しくお願いいたします。以上で説明の方を終わらせて頂きます。

議長

ただ今、説明が終わりました。説明のとおり平成22年にこの構想ができて5年経過前のこの段階で、さらに見直すということではありますが、北海道に準じた見直しでありますから町村独自のものが、見直しとされている様な事ではないようなことであります。しかしながら、非常に大事な事でありますから、これによって町村行政が進められて行くという様な事でありますから委員の皆さんの忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。

どうぞ。

ございませんか。

16 番

はい。

議長

はい。蛸原委員。

16 番

この構想の見直しというのは、期間が決まっているんですか。何年ごとにやるとか。その都度、状況に応じてやるとかって・・・。

農政係長

町の基本構想としては概ね5年ということで、5年ごとに10年先を見据えた計画を立てるという様な原則になっているのですが、今回の見直しにつきましてはそれとは別にですね、北海道の方の基本方針が変更になったことによりまして、それに伴って、それに合った部分を基本構想の中でも変更していきましようということとなっております。これにつきましては期限というものは、設けてはいないんですけれども、全道的にですね、一律一斉にですね、その旨を反映して下さいということで、道の方からご指示頂いているということなもので今回の変更・見直しということでやらせて頂いたということなんですけれども。

16 番

それでは仮にですね、今回は道ですけども、国がまた変わった場合は、今と同じような方法で見直しや変更をするということですね。

農政係長

そうですね。また5年後、22年からの5年後なり、または、情勢等などによりそれより前とか後とかになると思うんですけども、同じ様なかたちを取らせて頂きまして、まずは町民なり農家さんの皆さま方のご意見を頂いた中で案を作ったのちにですね、農業委員会さま・農協さまのご意見を頂いて、それを持って北海道と協議するという事で、進め方としては同じ様なかたちには

議長	なっております。 よろしいですか。
16 番	はい。
議長	はい。 ほかに、ございませんか。
4 番	はい。
議長	はい。山田委員。
4 番	まず営農支援体制の整備という項目についてなんですけれども、コントラクター・TMRセンターいわゆる生産方式の導入を促進するという形になっておりますけれども、酪農ヘルパーに関しての生産支援ということについては、非常に大きなウエイトを占めていると思います。その中で、この酪農ヘルパーというものも営農支援体制の制度として、記載する必要があるのではないかと考えておりましたが、いかがでしょうか。
農政係長	はい。ちょっと別な個所になるんですけれども、基本構想、ちょっと分厚いんですけれども、分厚い方のあの 28 ページの上の 6 番「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項」という項目の中でですね、ヘルパー制度の導入などの活用システムを整備するという事で、こちらの方に盛り込ませて頂いているんですけれども、これは元々入っていたもので、今回の見直しという中の新旧対照表の中にはのつけてこなかったんですけれども、これについては前回の中からすでに盛り込まれている内容ということで整理させて頂いております。
4 番	それと、どこの町村もそうなんですけれども、各団体に対する支援して頂いているものに対して、非常にお金の面で厳しいという状況の中で減額とか、そういう様なお題が出ているんですけれども、この酪農ヘルパーの支援に関しては、酪農を営農する上で非常に重要な位置づけを占めると思いますので、その辺に関しては行政としてもしっかりとした理解をして頂きたいと思います。
農政係長	はい。ありがとうございます。
議長	ほかに、ございませんか。
議長	はい。森委員。
17 番	はい。改正案の中では、非常に農業者の平均年齢が上がって、高齢化が進んで担い手がちょっと不足しているっていう状況が生まれているんですけれども。その中で町として何かそれに対する対策かなんかを考えていらっしゃる事がありましたら、お聞かせ願えないかと思って。
農政係長	そうですね。新規就農という部分も含めてにはなると思うんですけれども、それにつきましては、これからという話しではなくてすでに実施はされてますけれども、公社の方のアカデミーの事業ですとか、あとは例えば今年で言えば、

国の方としましても新規就農をされる方に対する支援っていうことで、新規就農給付金ですとか、そういったかたちの支援っていうのも国の方としてもですね、されているという様な状況でしてありまして、町としましても引き続きということにはなってしまうんですけども、そういったアカデミー等活用しながらですね、町外の人達も含めてですね、新たなですね担い手の確保と育成ということですね、引き続き支援の方をしていきたいという風には考えているのですけれども。

議長 よろしゅうございますか。

17 番 はい。

議長 ほかに、ございませんか。

4 番 すいません。

議長 はい。山田委員。

4 番 新規就農の話が出たのですけども、その新規就農について、特に酪農の分野になるのですけれども、通常では酪農ヘルパーということを経験しても新規就農に対しての実績の経験に積まされていないわけですね。酪農ヘルパーの業務というのは、牛の管理がほとんどなんですけど、その中で例えば、新規就農を目指す人間だとかあるいは酪農後継者、そういう人間に対して公社なんかで担い手を育成するっていう観点から、例えば圃場の牧草地で、畑をおこして種を撒いて牧草を刈ってテッタを掛けて、そしてロールで縛ってラップをするだとかそういう様な具体的な形を示して、それを酪農ヘルパーという組織でその対象者に研修するという形を作って、それをクリアをすれば新規就農の時に酪農ヘルパーの勤続年数を新規就農に当たっての経験年数ていうか、そういうものに謳って、つくっていけるような方法を考えて欲しいのですけれども。

酪農ヘルパーは・・・ご存知の様に酪農ヘルパーは、新規就農のメインになっているという事は、ある程度そうですけれども、ただその酪農ヘルパーを、何年もやっても、どっかの人の農地みたいなどころに行って2年なり4年なり研修をしないと対象にならないと、ですからその必要なものは何か。酪農ヘルパーの現状の業務だけでなく、そういう対象者に関しては、付帯業務を作って頂いて、それをきっちりと2年なり3年なり研修する事によって、新規就農をしても困らない様な体制が取れると思うんですよ。ですからその様な工夫をして酪農ヘルパーが新規就農するのに当たっての勤務年数が、経験値に入る様な方法を考えて貰えないかなって思っているのですが。その辺は、検討して頂けたらなと。

農林課長 今、山田委員からお話ありました事は、新規就農の関係は先ほど白坂からご説明しましたとおり、農業振興公社で担当しておりますので今の話を伝えておきたいという風に思います。

議長 よろしいですか。

4 番 はい。

議長	ほかに、ございませんか。この際、どうぞ。
議長	北海道が構想を見直しました。(今回の構想の見直しは) そのことの対応なんです。国の方針、農政の根幹たる食料の自給率は50%であります。ところが、そういったものは、遅々として政策上の中でも具体化されておらないものばかりです。仮にそういう先行的なものがあったとしても法制されない。いつどうなるかわからない様なのが今の農政上の問題であります。ですから、この構想も1つ構想の本当の言ってみればありがたいお経の文句みたいなものにならない様な実態を伴ったですね、そういう具体的な農政の展開をせつに思うところでもあります。ましてや今、北海道の大きな問題として、T P Pの問題もあります。いつどうなるかわからない様な事では困ります。したがって我々も覚悟の中、北海道の道民・日本全国の人達がこれに向っての、敢然と向かって行く姿勢も持たなければなりません。そういうものを願いとして我々の立場からも願いとして、この構想案を承認して行きたいというように私自身も考えますが、いかがでしょうか。 よろしゅうございますか。 【はいの声多数】 それでは特に意見が、このほか無い様でありますから、議案第1号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号は原案のとおり決しました。
議長	暫時休憩をいたします。
農林課	ありがとうございました。 【ありがとうございました。】 (農林課職員退席)
議長	それでは休憩をときます。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第2号1番から3番を説明いたします。
事務局	【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件は、報告第4号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの3件でございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法13条の2第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議ほどお願いいたします。

議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の1番から3番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の第3号1番、2番を説明いたします。
事務局	【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	この案件は、更新でございます。借主は、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の1番、2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第3号の3番、4番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添、調査書の２ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件は、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。議案第 3 号の 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 3 番、4 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 5 番から 8 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 5 番から 8 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の 3 ページから 4 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
4 番	これらの案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 5 番から 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 5 番から 8 番は原案のとおり決

議長	しました。 次に議案第3号の9番、10番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号9番、10番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
11番	これらの案件につきましては、先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
議長	(発言なし) 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の9番、10番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添、農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20番	この案件につきましては、去る、10月22日、蛭原委員、山田委員、事務局とで現地を確認をいたしました。周辺農地に影響はないと考えております。詳細につきましては、ただいま事務局が説明をしたとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第4号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号の2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添、農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
4番	この案件につきましては、去る、10月22日、蛭原委員、岡崎委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第4号の2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号の3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添、調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務

局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号の3番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第4号の4番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

はい。それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

この案件に関しましては、経営している農業生産法人への使用貸借であり、去る、10月23日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

はい。質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号の4番は原案のとおり決しました。

議長

次に、議案第4号5番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添、農地法第3条調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考え

	えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、去る、10 月 23 日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと思います。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号の 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号の 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 5 号の 1 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
19 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、10 月 23 日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いただきました。農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 1 番は原案のとおり決しました。

議長	次に、議案第5号の2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
10 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、10月23日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認をしておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の2番については、異議がございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、採決をいたしますが、議案第5号の2番は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 よって議案第5号の2番は、原案のとおり決しました。
議長	それでは次に、議案第5号の3番を説明いたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、10月23日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第5号の3番は原案のとおり決しまし

	た。
議長	次に、議案第 5 号の 4 番を説明いたします。
事務局	【議案第 5 号 4 番について、議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 10 月 23 日、鯖戸委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 4 番は原案のとおり決しました。
議長	以上で本日、予定をしておりました案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、第 16 回農業委員会総会を閉会をいたします。